

社会福祉法人 清和福祉会

定 款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「この法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、心身ともに健やかに育成されるよう支援すること、及び利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

① 特別養護老人ホームの経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

① 老人居宅介護等事業の経営

② 老人デイサービス事業の経営

③ 老人短期入所事業の経営

④ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

⑤ 老人デイサービスセンターの経営

⑥ 保育所の経営

⑦ 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人清和福祉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を和歌山県海草郡紀美野町に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 12 名以内を置く。

2 前項の評議員の人数は、理事の人数を超えなければならない。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、委員会において行う。

2 委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名の委員で構成する。

3 評議員候補者の推薦及び評議員解任の提案は、理事会が行う。

4 評議員候補者の推薦及び評議員解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議には、外部委員1名以上が出席し、かつ賛成することを要する。
- 6 委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 評議員は、第5条第1項及び第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が36万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 評議員が、その職務を行うために要する費用は、これを弁償することができる。費用弁償の額は、前項の報酬等には含まない。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分
 - (8) 社会福祉充実計画の承認
 - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長及び議事録署名人)

- 第13条 評議員会の議長は、出席評議員のうちから互選する。
- 2 議長は、議事に先立ち、出席評議員のうちから議事録署名人2名を指名する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く評議員の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する者を除く評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条第1項及び第2項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 2名

- 2 前項の理事の人数は、評議員の人数を下回らなければならない。
- 3 理事のうち1名を理事長とする。

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（責任の免除）

第20条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害については、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認められる場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議により、この法人に対する賠償責任を免除することができる。

(役員任期)

第 21 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 16 条第 1 項及び第 2 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 22 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の障がいのため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 23 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、同じく別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事又は監事が、その職務を行うために要する費用は、これを弁償することができる。費用弁償の額は、前項の報酬等には含まない。

(職員)

第 24 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 25 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(4) 評議員選任・解任委員会委員の選任及び解任

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、出席理事のうちから互選する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、議事について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた場合は、この限りではない。

（議事録）

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 金 1,000,000 円

(2) 土地

- ① 和歌山県和歌山市平井字西垣内 466 番 1 所在の幼保連携型認定こども園かんどりこども園敷地 (1,226.36 m²)
- ② 和歌山県和歌山市平井字西垣内 467 番所在の幼保連携型認定こども園かんどりこども園敷地 (1,222.00 m²)
- ③ 和歌山県海草郡紀美野町安井字中道 3 番 1 所在の美里園敷地 (392.66 m²)
- ④ 和歌山県海草郡紀美野町安井字中道 6 番 1 所在の美里園敷地 (3,442.51 m²)
- ⑤ 和歌山県海草郡紀美野町野中宇宮山添 94 番 1 所在の美里園敷地 (2,627 m²)
- ⑥ 和歌山県海草郡紀美野町野中宇小沼 127 番所在の美里園敷地 (154 m²)
- ⑦ 和歌山県海草郡紀美野町野中宇小沼 128 番 1 所在の美里園敷地 (79 m²)
- ⑧ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 182 番 1 所在のさくら保育園敷地 (2,639.82 m²)
- ⑨ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 182 番 3 所在のさくら保育園敷地 (330 m²)
- ⑩ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 184 番所在のさくら保育園敷地 (751 m²)
- ⑪ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 185 番 1 所在のさくら保育園敷地 (660.28 m²)
- ⑫ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 185 番 3 所在のさくら保育園敷地 (628 m²)

(3) 建物

- ① 和歌山市平井字西垣内 466 番地 1、467 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建幼保連携型認定こども園かんどりこども園園舎 1 棟 1 階 (410.59 m²)、2 階 (544.35 m²)
- ② 和歌山県海草郡紀美野町安井字中道 6 番地 1、3 番地 1、7 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造瓦垂鉛メッキ鋼板葺 4 階建美里園老人ホーム 1 棟 1 階 (1,146.95 m²)、2 階 (1,148.66 m²)、3 階 (890.76 m²)、4 階 (48.63 m²)、附属建物 鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺高床式平家建 美里園車庫 (52.64 m²)
- ③ 和歌山県海草郡紀美野町東野字大芝 285 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根合金メッキ鋼板葺平家建 美里園真国デイサービスセンター老人福祉施設 1 棟 (432.76 m²)
- ④ 和歌山県岩出市新田広芝字道ノ裏 182 番地 1、182 番地 3 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建 さくら保育園園舎 1 棟 1 階 (762.50 m²)、2 階 (173.47 m²)、附属建物 鉄骨造スレート葺平家建 さくら保育園倉庫 (42.00 m²)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、和歌山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、和歌山県知事の

承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、法人の経営する社会福祉事業と密接な関連があり、当該社会福祉事業と一体的に実施することにより、第1条に掲げる目的の一層の達成に資するものとして、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 有料老人ホームの経営
- (3) 福祉有償運送事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、和歌山県知事の認可を受けなければならない。ただし、社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。ただし、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報により公告しなければならない。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	瀧 畑 清 次
理 事	瀧 畑 し づ 恵
理 事	中 村 圭 介
理 事	泰 間 拡 雄
理 事	寺 本 徳 一
理 事	白 倉 宏 之
監 事	岡 崎 淳 子
監 事	森 川 巖

2 この定款は、昭和 51 年 3 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、昭和 63 年 9 月 27 日から施行する。

附則

この定款は、平成 2 年 10 月 23 日から施行する。

附則

この定款は、平成 7 年 3 月 16 日から施行する。

附則

この定款は、平成 8 年 5 月 7 日から施行する。

附則

この定款は、平成 8 年 11 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、平成 10 年 2 月 4 日から施行する。

附則

この定款は、平成 11 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この定款は、平成 11 年 8 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 12 年 10 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

附則

この定款は、平成 13 年 10 月 10 日から施行する。

附則

この定款は、平成 14 年 1 月 9 日から施行する。

附則

この定款は、平成 14 年 3 月 5 日から施行する。

附則

この定款は、平成 14 年 7 月 31 日から施行する。

附則

この定款は、平成 15 年 1 月 31 日から施行する。

附則

この定款は、平成 15 年 9 月 12 日から施行する。

附則

この定款は、平成 16 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この定款は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この定款は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

附則

この定款は、平成 18 年 3 月 17 日から施行する。

附則

この定款は、平成 19 年 3 月 13 日から施行する。

附則

この定款は、平成 19 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附則

この定款は、平成 21 年 12 月 28 日から施行する。

附則

この定款は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。

附則

この定款は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 11 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、令和 1 年 7 月 24 日から施行する。